

産業廃棄物等収集運搬業務委託契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、契約書記載の産業廃棄物等収集運搬業務委託契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、これを履行するものとし、乙は、甲の示した仕様書に従い、履行期限までに役務を完了し、甲は、役務の対価として、その代金を乙に支払うものとする。
- 2 甲及び乙は、契約の履行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約の履行に当たり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書等に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項によることができる。
- 4 この契約に定める指示、請求、報告、申請、承諾、解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情等があるときは、甲及び乙は、指示等を口頭で行うことができる。ただし、必要と認める場合には、速やかに書面に記載し、相手方に交付しなければならない。
- 6 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき、協議を行うときは、当該協議内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(再委託の禁止)

- 第3条 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の収集運搬業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。
- 2 乙は、前項により、役務の履行を第三者に委任する場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

(特許権等)

- 第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年

法律第 1 2 1 号)、実用新案法(昭和 3 4 年法律第 1 2 3 号)若しくは意匠法(昭和 3 4 年法律第 1 2 5 号)上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

(仕様書等の疑義)

第 5 条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(乙の事業の範囲)

第 6 条 乙は、廃掃法に規定する産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(以下「許可証」という。)の写しを甲に提出し、事業の範囲等を甲に通知するものとし、許可証の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に通知し、変更後の許可証の写しを甲に提出するものとする。甲は、必要があるときは、別紙様式第 1 により、乙に事業の範囲について通知を求めるものとする。

2 前項の許可証の写しは、契約書に添付するものとする。

(委託産業廃棄物の名称)

第 7 条 甲は、収集運搬業務を委託する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物(以下「委託産業廃棄物」という。)の名称等を別紙様式第 2 により、乙に通知するものとする。ただし、第 1 1 条に規定する産業廃棄物管理票により、契約履行に支障がないと認められる項目については、省くことができる。

(搬出)

第 8 条 乙は、委託産業廃棄物を契約書に定める引渡期限内に甲の指示する引渡場所より搬出しなければならない。

2 乙が甲の指示する場所において委託産業廃棄物を乙の車両等へ積込みを終了した時点をもって、引渡しの完了とする。

3 乙は、前条に記載する事項及び第 1 1 条に規定する甲が交付する産業廃棄物管理票の記載事項並びに委託産業廃棄物の現状とを照合確認し、甲に受領証(別紙様式第 3)を提出した後でなければ、前項の積込作業に着手することはできない。

4 乙は、引渡期限までに委託産業廃棄物の搬出ができないときは、甲にその理由を明らかにして、速やかに延期の申請をし、その承諾を得なければ

ならない。

- 5 甲は、前項の規定による延期の申請がやむを得ない理由があり、かつ、業務に支障がないときは、延期について承諾するものとする。

(搬入先)

第9条 甲は、別紙様式第4により、最終目的地として処分業者の事業場を乙に通知するものとし、乙は通知された場所へ委託産業廃棄物を搬入するものとする。

(積替又は保管)

第10条 乙は、委託産業廃棄物の積替又は保管を行わないこととする。ただし、甲の承諾を得た場合には、この限りではない。

- 2 甲は、前項の承諾を行う場合には、当該積替又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる委託産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替のための保管上限について、指示するものとする。

- 3 前2項に係る積替又は保管を行う場合で、委託産業廃棄物が廃掃法施行令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、甲は、当該積替又は保管を行う場所において他の産業廃棄物と混合することの諾否について、指示するものとする。

(管理票)

第11条 甲は、乙が委託産業廃棄物を搬出するときは廃掃法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）に必要事項を記入し、乙に交付する。

- 2 乙は、管理票に虚偽又は記載漏れがある場合には、甲に修正を求めることができる。

- 3 乙は、この管理票を委託産業廃棄物とともに処分業者へ回付する。

- 4 前3項によるほか、廃掃法第12条の5に規定する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）を使用することができる。

(義務と責任)

第12条 甲は、委託産業廃棄物の名称、数量、種類（内訳）、性状、荷姿、発生工程、通常の保管状況での性状の変化、他の廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項及びその他委託産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項につき、必要な情報をあらかじめ乙に通知しなければならない。

- 2 乙は、委託産業廃棄物を第8条第2項に規定する引渡しの完了から、第

9 条に規定する処分業者の事業場における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が負担するものとする。

(業務実施計画書)

第 13 条 甲は、委託業務の実施について、必要と認めたときは、乙に対し、業務実施計画書の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に定める業務実施計画書を変更する必要がある場合には、その理由を付して甲に申請し、その承諾を得るものとする。

(契約の変更)

第 14 条 甲は、委託業務の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第 15 条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(監督官)

第 16 条 甲は、委託業務の履行について必要と認めた場合には、監督官を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、乙が実施する委託業務の履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(検査)

第17条 乙は、委託業務を完了したときには、履行期限までに業務完了報告書（別紙様式第5）を作成し、管理票の写しとともに甲に提出するものとする。ただし、電子マニフェストシステムを使用する場合は、業務完了報告書のみの提出で足りる。

2 甲は、前項の規定に基づく提出の日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を完了するものとする。ただし、甲は、業務完了報告書及び管理票の写しをもって検査をすることができる。

3 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立ち会わなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときは、欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙は、検査の結果に異議を申し立てることができない。

4 甲は、検査を完了したときは、速やかに当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

5 第2項に規定する検査に必要な直接の費用等は、乙の負担とする。

(契約代金の支払)

第18条 乙は、前条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内に契約代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第19条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(無償の履行延期)

第20条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限内に委託業務を完了し、業務完了報告書を提出することができないときには、甲に対してその理由を付して履行期限の延長を申請することができる。この場合、甲は、乙の申請を認めたときには、無償で履行期限を延期することができる。

(有償の履行延期)

第21条 乙が前条に規定する場合のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて委託業務を完了し、業務完了報告書を提出したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して履行完了の日まで、遅滞1日についてその遅滞部分に相当する契約代金の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。

2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(無償の契約解除)

第22条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承認したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(有償の契約解除)

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰す理由により、乙が履行期限又は甲の承諾を得て延期された期限までに委託業務を完了しなかった場合
- (2) 乙の責に期す理由により、乙が委託業務を実施できなくなった場合
- (3) 前2号のほか、乙がこの契約に違反したことによって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。

3 乙が、前項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第21条第2項の規定を準用する。

(乙の解除権)

第24条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第14条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(甲の契約解除と損害賠償)

第25条 甲は、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(契約解除の制限)

第26条 前4条の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引渡しを受けた委託産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該委託産業廃棄物を甲乙双方の責任で処置した後でなければ、この契約は解除できない。

(乙の損害賠償)

第27条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第21条第2項の規定を準用する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 委託業務を行うにつき第三者に損害が生じ当該第三者に対して損

害の賠償を行わなければならないときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。ただし、乙が甲の責に帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときはこの限りではない。

3 前2項の規定を適用する場合、その他委託業務の実施につき第三者との間に紛争を生じた場合において、甲乙協力してその解決処理に当たるものとする。

(相殺)

第29条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第30条 甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第31条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らし又は利用してはならない。

(紛争の解決)

第32条 この契約の条項において、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲及び乙は、協議の上、調停人を選任し、斡旋又は調停により、その解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、特別の定めをした場合を除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものについては、甲乙それぞれが負担するものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴訟の提起又は民事調停法

（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申し立てを行うことができない。

（人権配慮の取組）

第３３条 この契約においては、受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（その他）

第３４条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して定め又は解決するものとする。

令和 年 月 日

契約担当官官職氏名

殿

収集運搬業者
所在地
名称
代表者氏名

乙の事業の範囲等

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業

事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	
許可都道府県 政 令 市	
許可の有効期限	

令和 年 月 日

収集運搬業者

所在地

名称

代表者氏名

殿

契約担当官官職氏名

委託産業廃棄物の名称

名称及び数量	
種類（内訳）	
性 状	
荷 姿	
発 生 行 程	
通常の保管状態 での腐敗、揮発等の 性状の変化	
他の廃棄物との混合 等により生ずる支障	
日本産業規格 J I S C〇九五〇号に規定 する含有マークの表示 の有無及び対象製品	
石綿含有産業廃棄物 の有無	
取扱い上の注意事項	

備考 上記情報に変更があった場合は、本紙を準用してその内容を通知する。

受 領 証

契約担当官（補助者）官職氏名

殿

委託産業廃棄物につき、第 7 条に記載する事項及び管理票の記載事項と相違ないことを確認し、受領しました。

委託業務の名称：

令和 年 月 日

収集運搬業者

所在地

名称

代表者氏名

令和 年 月 日

収集運搬業者

所在地

名称

代表者氏名

殿

契約担当官官職氏名

委託産業廃棄物の搬入先

委託産業廃棄物 の名称及び数量	
搬入先 処分施設の設置場所	
処分業者氏名	
処分業者住所	

業務完了報告書

契約担当官官職氏名

殿

契約書のとおり、委託業務を完了したことを報告します。

委託業務の名称：

完了年月日：

令和 年 月 日

収集運搬業者
所在地
名称
代表者氏名